

「2026年度 とちぎベトナムサポート拠点事業」業務委託に係る  
質問内容及び回答について

No.	質問内容	回答
1	業務の一部を他法人と協働・分担して実施することの可否につきまして 受託者が、業務の一部（特にベトナム現地での実務対応）を、ベトナムに現地法人を有する別の法人と協働・分担して実施することは認められますか。また、代表となる法人が全ての参加資格を満たす必要がありますか。認められる場合、企画提案書への記載方法（例：実施体制図への明示等）についてご教示ください。	委託者と協議の上、必要と認められた範囲において、認められます。 その場合、企画提案書においては、事業実施に係る組織体制が分かるように記載願います。 また、代表となる法人は全ての参加資格を満たす必要があります。
2	参加資格（拠点所在地）につきまして 参加表明書や企画提案書の提出時点ではホーチミン市など同国内の他都市にのみ拠点を有しており、受託後の業務開始（5月中）までにハノイ市内に拠点を整備・設置する計画である場合、参加資格を満たすと解釈してよいでしょうか。	業務開始時点において、ハノイ市及び近隣地域における事業実施に支障をきたさない限りにおいては、参加資格を満たすと解釈して問題ありません。
3	参加資格第3条（8）の「類似業務の受注実績」の範囲につきまして 受託者本体の実績だけでなく、業務上の協力法人の実績を合算して記載することは認められますか。	原則として、受託者本体の実績を記載願います。なお、参考情報として協力法人の実績を記載することは妨げません。
4	業務実施体制（通訳者のグレード）につきまして 「最高グレードに相当する者」について、具体的な選定基準（例：通訳検定の級数、実務経験年数など）や、県が想定している具体的な資格要件があればご教示ください。	ベトナム社会主義共和国政府等要人との面談時の通訳となるため、必然的に、日本語とベトナム語を流暢に話すことができる者であり、政府等要人または同等の人物の通訳実績を豊富に有する者を想定しています。なお、実際に通訳を手配する際には、委託者と協議の上、決定することを想定しています。